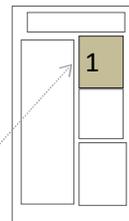


# 令和8年度分 町民税・県民税・国民健康保険税 後期高齢者医療保険料・介護保険料 申告書(一般用)の記入のしかた

- 「所得税の確定申告」をされる場合は、確定申告の内容で計算しますので、この申告書は提出不要です。
- 計算表にある金額や乗率などは、町民税・県民税用の金額です。所得税のものとは異なる場合があります。



## 1 収入金額等

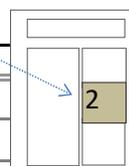
(申告書表右側上段)

項目	内容	添付書類
ア 営業等	収支内訳書(一般用)の収入額計を記入します。内訳を申告書裏面の「7」へ記入	収支内訳書(一般用)
イ 農業	収支内訳書(農業所得用)の収入額計を記入します。分離肉用牛：肉用牛売却の収入額 内訳を申告書裏面の「7」へ記入	収支内訳書(農業所得用)
ウ 不動産	収支内訳書(不動産所得用)の収入額計を記入します。内訳を申告書裏面の「7」へ記入	収支内訳書(不動産所得用)
エ 利子	公社債及び預貯金の利子などの収入金額を記入します。	支払証明書など
オ 配当	株式や出資などの配当の収入金額を記入します。内訳を申告書裏面の「8」へ記入	支払証明書など
カ 給与	事業所からの源泉徴収票(給与・賞与分、各団体からの報酬、アルバイトの賃金など)のほか、人的役務の対価としての報酬、日給などの支払を受けた金額を記入します。複数ある場合は、すべて合計した金額を記入します。 <b>⚠</b> 各農業集団・特産加工組合などの任意組合からの分配金は、農業経営世帯の場合、その世帯の受取分は農業(事業)の収入となります。	給与所得の源泉徴収票
キ 公的年金等	公的年金等の源泉徴収票に記載された「支払金額」を記入します。公的年金が複数ある人は、「支払金額」の合計額を記入します。	公的年金の源泉徴収票
ク 雑業務	原稿料、講演料など副業による収入額、シルバー人材センターからの分配金などを記入します。 内訳を申告書裏面の「9」へ記入	支払証明書など
ケ その他	生命保険・損害保険契約に基づく年金などの支払われた金額を記入します。 内訳を申告書裏面の「9」へ記入	支払証明書など
コサ 総合譲渡	機械・ゴルフ会員権・船舶・貴金属など分離課税以外の譲渡益の収入金額を記入します。(保有期間5年以下…短期 保有期間5年超…長期) 内訳を申告書裏面の「10」へ記入	譲渡所得の内訳書
シ 一時	生命保険・損害保険契約等の満期受取金、懸賞の賞金品、競馬・競輪の払戻金など一時的な受取のあった収入金額を記入します。内訳を申告書裏面の「10」へ記入	支払証明書など

## 2 所得金額

(申告書表右側中段)

項目	内容													
① 営業等	「ア」の収入金額 - 必要経費													
② 農業	「イ」の収入金額 - 必要経費 ※分離肉用牛:肉用牛売却の収入金額 - 必要経費													
③ 不動産	「ウ」の収入金額 - 必要経費													
④ 利子	「エ」の収入金額 = 所得金額													
⑤ 配当	「オ」の収入金額 - 元本を取得するために要した負債の利子													
⑥ 給与	「カ」の給与収入額の合計を次の表にあてはめて算出します。													
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>給与収入合計</th> <th>給与所得金額計算表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円 ~ 650,999円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>651,000円 ~ 1,899,999円</td> <td>収入金額 - 650,000円</td> </tr> <tr> <td>1,900,000円 ~ 3,599,999円</td> <td>(※A) × 2.8 - 80,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円 ~ 6,599,999円</td> <td>(※A) × 3.2 - 440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円 ~ 8,499,999円</td> <td>収入金額 × 0.9 - 1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円 ~</td> <td>収入金額 - 1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※A) = 収入金額 ÷ 4 (千円未満切り捨て)</p>	給与収入合計	給与所得金額計算表	0円 ~ 650,999円	0円	651,000円 ~ 1,899,999円	収入金額 - 650,000円	1,900,000円 ~ 3,599,999円	(※A) × 2.8 - 80,000円	3,600,000円 ~ 6,599,999円	(※A) × 3.2 - 440,000円	6,600,000円 ~ 8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	8,500,000円 ~
給与収入合計	給与所得金額計算表													
0円 ~ 650,999円	0円													
651,000円 ~ 1,899,999円	収入金額 - 650,000円													
1,900,000円 ~ 3,599,999円	(※A) × 2.8 - 80,000円													
3,600,000円 ~ 6,599,999円	(※A) × 3.2 - 440,000円													
6,600,000円 ~ 8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円													
8,500,000円 ~	収入金額 - 1,950,000円													
	<p>●「所得金額調整控除」 給与などの収入金額が850万円を超え、次の①~③のいずれかに該当する場合は、給与所得から控除されます。 ①特別障害者に該当する ②23歳未満の扶養親族を有する ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する 所得金額調整控除 = (給与等収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%</p> <p>●給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方あり、その合計額が10万円を超える場合10万円控除されます。 控除額 = 給与所得金額(※B) + 公的年金にかかる雑所得の金額(※B) - 10万円 (※B) = 10万円超の場合は10万円</p>													



「キ」の公的年金等の収入金額を次の表にあてはめて算出します。

■昭和35年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)

公的年金等の収入合計金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
0円～3,299,999円	(A) - 1,100,000	(A) - 1,000,000	(A) - 900,000
3,300,000円～4,099,999円	(A) × 75% - 275,000	(A) × 75% - 175,000	(A) × 75% - 75,000
4,100,000円～7,699,999円	(A) × 85% - 685,000	(A) × 85% - 585,000	(A) × 85% - 485,000
7,700,000円～9,999,999円	(A) × 95% - 1,455,000	(A) × 95% - 1,355,000	(A) × 95% - 1,255,000
10,000,000円～	(A) - 1,955,000	(A) - 1,855,000	(A) - 1,755,000

■昭和35年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の方)

公的年金等の収入合計金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
0円～1,299,999円	(A) - 600,000	(A) - 500,000	(A) - 400,000
1,300,000円～4,099,999円	(A) × 75% - 275,000	(A) × 75% - 175,000	(A) × 75% - 75,000
4,100,000円～7,699,999円	(A) × 85% - 685,000	(A) × 85% - 585,000	(A) × 85% - 485,000
7,700,000円～9,999,999円	(A) × 95% - 1,455,000	(A) × 95% - 1,355,000	(A) × 95% - 1,255,000
10,000,000円～	(A) - 1,955,000	(A) - 1,855,000	(A) - 1,755,000

⑧ 業務 「ク」の収入金額 - 必要経費  
※シルバー人材センターの分配金や内職賃金などは、「家内労働者の必要経費の特例」による必要経費を計上できます。

⑨ その他 「ケ」の収入金額 - 必要経費

⑩ 計 ⑦と⑧と⑨の所得金額の合計金額

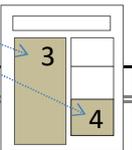
⑪ 総合譲渡時 申告書裏面の「10」の「差引金額」(収入-経費)から「特別控除額」を差し引いた額の1/2

＜特別控除額＞	
総合譲渡(短期・長期)	譲渡益が50万円まで…特別控除はその譲渡益 譲渡益が50万円以上…特別控除50万円(短期優先)
一時所得	50万円まで(マイナスにはならない)

### 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

#### 4 所得から差し引かれる金額

(申告書表左側)  
(申告書表右側下段)



項目	内容																							
⑬ 社会保険料控除	各種健康保険料・保険税、国民年金保険料、介護保険料、農業者年金保険料、厚生年金保険料などの支払った金額(国民年金は控除証明書が必要)																							
⑭ 小規模企業共済掛金控除	掛金の金額が控除額																							
⑮ 生命保険料控除	前年中に本人または本人と生計を一にする親族を受取人とする生命保険契約、個人年金保険契約、介護医療保険契約などに基づいて支払った保険料や掛金																							
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">旧契約(平成23年12月31日までに加入)</th> <th colspan="2">新契約(平成24年1月1日以降に加入)</th> </tr> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>～15,000円</td> <td>全額</td> <td>～12,000円</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払保険料×1/2+7,500円</td> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払保険料×1/4+17,500円</td> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>70,000円～</td> <td>35,000円(適用限度額)</td> <td>56,001円～</td> <td>28,000円(適用限度額)</td> </tr> </table> <p>合計の控除限度額 【旧契約のみ】 70,000円 【新契約のみ】 70,000円 【旧契約と新契約の両方を適用】 70,000円</p>	旧契約(平成23年12月31日までに加入)		新契約(平成24年1月1日以降に加入)		支払保険料	控除額	支払保険料	控除額	～15,000円	全額	～12,000円	全額	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	70,000円～	35,000円(適用限度額)	56,001円～
旧契約(平成23年12月31日までに加入)		新契約(平成24年1月1日以降に加入)																						
支払保険料	控除額	支払保険料	控除額																					
～15,000円	全額	～12,000円	全額																					
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円																					
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円																					
70,000円～	35,000円(適用限度額)	56,001円～	28,000円(適用限度額)																					
⑯ 地震保険料控除	前年中に本人または本人と生計を一にする親族のための損害保険契約などに基づいて支払った地震保険料や掛金																							
⑰ 寡婦控除	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">地震</td> <td>～50,000円</td> <td>支払保険料×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円～</td> <td>25,000円(適用限度額)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧長期</td> <td>～5,000円</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001円～</td> <td>10,000円(適用限度額)</td> </tr> </table> <p>合計の控除限度額 25,000円</p>	区分	支払保険料	控除額	地震	～50,000円	支払保険料×1/2	50,001円～	25,000円(適用限度額)	旧長期	～5,000円	全額	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円		15,001円～	10,000円(適用限度額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫と離婚後再婚していない人で、子以外の扶養親族を持ち、かつ前年の合計所得金額が500万円以下の人</li> <li>・夫と死別後再婚していない人や、夫の生死が不明の人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人</li> </ul> <p><b>26万円</b></p>						
	区分	支払保険料	控除額																					
地震	～50,000円	支払保険料×1/2																						
	50,001円～	25,000円(適用限度額)																						
旧長期	～5,000円	全額																						
	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円																						
	15,001円～	10,000円(適用限度額)																						
⑱ ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額が48万円以下)を持つ単身者で、かつ合計所得金額が500万円以下の人(内縁の夫・妻がいる場合は対象外)	<b>30万円</b>																						
⑲ 勤労学生控除	学生または生徒で、合計所得金額が75万円以下であり、そのうち勤労によらない所得が10万円以下の人(学生証や在学証明書が必要)	<b>26万円</b>																						
⑳ 障害者控除	本人または同一生計配偶者、扶養親族に障害がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>①普通障害: 身体3～6級 療育B 精神2・3級 など <b>26万円</b></li> <li>②特別障害: 身体1・2級 療育A 精神1級 など <b>30万円</b></li> <li>③同居特別障害: 上記②で同居の場合 <b>53万円</b></li> </ul>																						
㉑ 配偶者控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者(内縁関係を除く)の合計所得金額が48万円以下である場合	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">配偶者の年齢</th> <th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> <tr> <td>70歳未満</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </table> <p>※町・県民税等申告書の配偶者氏名欄には、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(配偶者の合計所得金額が48万円以下で、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合)も、配偶者氏名を記入してください。</p>	配偶者の年齢	納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円	70歳以上	38万円	26万円	13万円							
配偶者の年齢	納税者本人の合計所得金額																							
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																					
70歳未満	33万円	22万円	11万円																					
70歳以上	38万円	26万円	13万円																					

⑳ 配偶者特別控除	<p>本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者(内縁関係を除く)の合計所得金額が48万円超133万円以下である場合</p> <p>※町・県民税等申告書の配偶者氏名欄には、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(配偶者の合計所得金額が48万円以下で、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合)も、配偶者氏名を記入してください。</p>	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額			
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
		48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円		
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超	0円	0円	0円			
㉑ 扶養控除	<p>令和7年12月31日において、生計を一にする配偶者以外の親族で、前年中の合計所得金額が58万円以下の人を扶養している場合</p> <p>※16歳未満の年少扶養親族については扶養控除はありませんが、非課税限度額の算定に影響があるので、必ず氏名などを記入してください。</p>	区分		控除額		
		年少扶養(H22.1.2~R7.12.31)		控除なし		
		一般扶養(H19.1.2~H22.1.1) (S31.1.2~H15.1.1)		33万円		
		特定扶養(H15.1.2~H19.1.1)		45万円		
		老人扶養(S31.1.1以前生まれ) 自己または配偶者の直系尊属で同居している場合		38万円 45万円		
㉒ 特定親族特別控除	<p>&lt;新&gt;</p> <p>居住者と生計を一にする、年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超から123万円以下の場合、「特定親族特別控除」が受けられます。</p> <p>給与(アルバイト料)収入123万円~188万円の方であれば、65万円を引いた額が「所得金額」です。</p>	特定親族等の合計所得金額		控除額		
		58万円超	95万円以下	45万円		
		95万円超	100万円以下	41万円		
		100万円超	105万円以下	31万円		
		105万円超	110万円以下	21万円		
		110万円超	115万円以下	11万円		
		115万円超	120万円以下	6万円		
120万円超	123万円以下	3円				
㉓ 基礎控除	合計所得金額に応じて控除額が異なります。	合計所得金額		基礎控除額		
		2,400万円以下		43万円		
		2,400万円超	2,450万円以下	29万円		
		2,450万円超	2,500万円以下	15万円		
2,500万円超		0円				
㉔ 雑損控除	<p>① 損失金額 - 保険金などにより補てんされた金額 - 総所得金額等の10%      ② 災害関連支出の金額 - 5万円</p> <p>※①か②のいずれか多い金額</p>					
㉕ 医療費控除	① 前年中に支払った医療費 - 保険金などにより補てんされた金額 - 総所得金額の5%または10万円のいずれか少ない金額			= 最高 200万円		
	② 対象医薬品購入費 - 保険金などにより補てんされた金額 - 12,000円			= 最高 88,000円		
※①か②のいずれか選択						

收支内訳書の各用紙は、役場税務課及び各支所にあります。

申告書は郵送で提出することもできます。提出必要書類を添付のうえご提出ください。

【送付先・提出先】 北広島町役場 税務課 所得係

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田1234番地